令和3年度久留米市障害者差別解消支援地域協議会

第1回 議事録要旨

次第	1 開会	
	2 委嘱状交付	
	3 会長・副会長の選出	
	4 説明	
	(1) 久留米市障害者差別解消支援地域協議会について	
	5 協議事項	
	(1)久留米市障害者差別禁止条例(仮称)の制定に向けた検討について	
	6 その他	
	7 閉会	
開催日時	令和3年7月9日(金)19:00~20:00	
開催場所	ZoomによるWeb会議	
出 席 者	1. 久留米市身体障害者福祉協会	2. 久留米市手をつなぐ育成会
(敬称略)	3. 久留米市精神障害者地域家族会	4~7. 久留米市障害者差別禁止条例をつくる会
	8. 久留米市小学校長会	9. 久留米市私立幼稚園協会
	10. 久留米市保育協会	11. 久留米市立久留米特別支援学校
	12. 久留米市社会福祉協議会	13. 久留米市障害者基幹相談支援センター
	14. 久留米市介護福祉サービス事業者協議会	
	15. 久留米市障害者支援施設協議会	16. 久留米医師会
	17. 西鉄バス久留米株式会社	18. 久留米商工会議所
	19. 弁護士会筑後支部	20. 久留米人権擁護委員協議会
	21. 久留米大学	22. 久留米市民生委員児童委員協議会
欠 席 者	1. 久留米市中学校長会	2. 福岡県料飲業生活衛生組合連合会筑後支部
(敬称略)	3. 久留米公共職業安定所	4. 久留米市校区まちづくり連絡協議会
内容	1. 開会26名中、22名参加のため会議成立	
	2. 委嘱状交付	
	任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日まで。一部の方は、令和3年6月1日から令和5年3月31日まで	
	3. 会長・副会長の選出	
	<会長>	
	・障害者差別についてはこれまでも十分な対応ができていないと思われる。歴史的反省	
	を踏まえ、各委員の率直な意見のもと、より良い協議会にしていきたい。	

<会長>

傍聴希望者の確認

<事務局>

傍聴希望者はなし

4. 説明

- (1) 久留米市障害者差別解消支援地域協議会について
- <事務局>資料1-1、資料1-2、資料1-3を用いて説明
- ・久留米市障害者差別解消支援協議会の協議事項や委員構成を説明。
- ・久留米市での障害者差別解消に向けた体制を説明。

【質問・意見】

特になし。

5. 協議事項

- (1) 久留米市障害者差別禁止条例(仮称)の制定に向けた検討について
- <事務局>別紙、参考資料を用いて説明
- ・協議事項に入る前に、障害者差別解消法について説明。障害者差別解消法で求める2 点、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供について説明。
- ・事業者による合理的配慮の提供については、法改正により3年を超えない範囲で法的 義務として施行される。
- ・障害者差別解消法が求める地方公共団体の責務とそれに関する久留米市の対応状況に ついて説明。
- ・自治体における条例の制定状況、福岡県の差別解消条例の内容を説明。
- ・協議事項として、条例案を制定する体制とスケジュールを説明。
- ・体制としては、庁内組織である市障害者差別解消推進会議と庁外組織である市障害者 差別解消支援地域協議会を活用して策定する。
- ・市障害者差別解消支援地域協議会の下には10名程度のワーキンググループを新たに 設置し、ワーキンググループには障害者差別の有識者をアドバイザーに委嘱予定。
- ・ワーキンググループにおいて、障害当事者団体へのヒアリングと条例素案の策定。
- ・令和3年8月から12月にかけてワーキンググループで障害当事者団体へのヒアリングを実施し、その後条例素案を策定し、令和4年2月頃に市障害者差別解消支援地域協議会へ中間報告を行う予定。
- ・その後、令和4年6月から10月の間に、市障害者差別解消支援地域協議会と市障害者差別解消推進会議において素案の協議を行う予定。
- ・令和4年11月から12月にかけて条例素案についてパブリックコメントやタウンミーティングを行い、令和5年1月頃に協議会に最終案を諮る予定。
- ・ 令和 5 年 3 月に市議会に条例議案を提出予定。

【質問・意見】

<委員>

- ・ヒアリングを行う障害当事者団体35団体とはどのような団体なのか。資料として提示してほしい。
- ・ワーキンググループで素案を策定するために何回ほど開催を予定しているのか。
- ・素案が出来上がった後に、さらに当事者団体へヒアリングを行うべきと考えるが、ヒ アリングを行う予定はあるのか。

<事務局>

- ・当事者団体の35団体は障害者差別禁止条例をつくる会を構成している団体。団体名 の資料提出については、障害者差別禁止条例をつくる会が発行した調査報告書に団体 名が記載されている。つくる会の了承が得られれば、調査報告書を各委員に次回配布 したい。
- ・素案策定のためのワーキンググループの開催回数は、現段階では定めていないが、ヒアリング終了後に月に1回から2回ほど開催し、素案の精度を高めていきたいと考えている。
- ・素案が出来たあとに当事者団体へのヒアリングは考えていない。パブリックコメント やタウンミーティングで対応していきたい。

<委員>

・資料13ページにある福岡県の条例では、事業者の合理的配慮は努力義務となっているが、これは3年後に法的義務になるのか。

<事務局>

・3年以内に法的義務になる。

<委員>

・12ページの相談件数35件の内訳を教えてほしい。また、この相談を背景に、障害者問題啓発事業という助成事業を行っているのか。

<事務局>

- ・相談件数の詳細については、次回開催の協議会で提示したい。
- ・障害者問題啓発事業での助成とは、障害者問題について啓発を行う団体に対し、市と 共同で啓発事業を実施する際に助成を行っているということ。令和2年度はコロナの 影響により実施できなかったが、令和元年度は3団体に助成し、就労セミナー、映画 の上映会やシンポジウム、講演会などを実施。

6. その他

<委員>

・介護福祉の初任者研修において、合理的配慮を知っているかと聞くと「知らない」という方がほとんど。介護に携わる人が合理的配慮を知らないという現状がある。現在 も障害者差別の周知啓発を行っていると思うが、もっと周知啓発を行う必要があるのではないか。

- ・次回、35件の事例紹介については、単に件数を提示するのではなく、どこに繋いで どのように対応したのかということまで提示してほしい。
- ・県の障害者差別への対応も情報を収集し、次回提示してほしい。

<事務局>

- ・現在行っている周知啓発が十分であるとは思っていない。今までどおりの周知啓発でいいのかを含め、今後各委員からご意見をいただきたい。
- ・相談事例の紹介については委員の言われているとおり、どこに繋いでどのように対応 したのかまで提示したい。県対応の情報も、出来る限り収集し、次回提示したい。

<委員>

・合理的配慮というと難しく感じられるが、合理的配慮とは「お互いに工夫するという こと」と考える。つまり、障害があってもなくても共に気持ちよく過ごすためにどの ようにすればいいのか、お互いにどのように工夫すればいいのかということが合理的 配慮であると考えている。市はどのように考えるのか。

<事務局>

・合理的配慮という言葉は確かに市民目線では難しく感じられると思われる。今後、教育なども含め、合理的配慮がどのようなものなのかということを分かりやすく伝えていきたい。

7. 閉会

以上